

## 第三者評価結果の公表事項(一時保護所)

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人アスク

② 評価調査者(社会的養護関係施設評価調査者研修修了番号)

SK18036 SK18032 SK18033

③ 一時保護所の情報

名称：栃木県中央児童相談所 一時保護課	種別：児童相談所一時保護所
代表者氏名：中央児童相談所長 桐淵ゆか	定員(利用人数)： 25名 (17名) 2021.2.22 現在
所在地： 栃木県宇都宮市野沢町4-1	
TEL：028-665-7830	ホームページ： <a href="http://www.pref.tochigi.lg.jp/e68/index.html">http://www.pref.tochigi.lg.jp/e68/index.html</a>
【一時保護所の概要】	
開設年月日 昭和23年4月	
経営法人・設置主体(法人名等)： 栃木県	
職員数	常勤職員 12名 非常勤職員(嘱託医1を含む) 6名
有資格 職員数	(資格の名称) 名
	保育士+社会福祉士 1名 保育士 3名
	看護師 1名 児童自立支援専門員 1名
施設・設 備の概要	(居室数) (設備等)
	幼児居室 1(6名) RC造2階建(延床面積1,162㎡)
	女子居室 4(1~4名) 体育館(138㎡)
	男子居室 4(1~3名) 庭(約1,250㎡)
	静養室 2(男1・女1)
	特別室 1(1名)

④ 理念・基本方針

【理念】

一時保護所では、様々な養育背景のある子どもを温かく受け入れ、子どもの心に寄り添い、子どもの最善の利益を考慮した保護や養育を行います。

(令和3年3月10日策定)

### 【基本方針】

- ・子どもが安全と感じ、安心できる環境をつくれます。
- ・子どもの尊厳を大切にします。
- ・子どもへの共感、傾聴、受容する姿勢を大切に、子どもの心に寄り添います。
- ・子どもの権利を守ります。
- ・職員はケア等の専門性の向上に努め、子どもを支援します。

(令和3年3月10日策定)

### ⑤ 一時保護所の特徴的な取組

栃木県には児童相談所が3か所あり、中央児童相談所に併設されている一時保護所が県内唯一となっている。一時保護を必要とする子どもの増加に対応するため、平成23年度に居室・面接室・学習室（教室）・食堂等を増築し、定員を18名から25名としている。

一時保護所には、バスケットボールコート程度の広さの体育館や、ミニサッカーができる程度の広さの庭を備えており、子どもの生活が運動不足や単調になることのないよう日常的に活用している。また、所外活動と称して月に3～4回、公園や各種公共施設に子どもと職員が一緒に出掛けていて、社会学習や心身のリフレッシュの良い機会となっている。

### ⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年9月9日（契約日）～ 令和3年3月15日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	今回が初めてである

### ⑦ 総評

#### ◇特に評価の高い点

#### 1 子どもに安全感・安心感を与える適切な関わり方の実践

職員は子どもに対して優しく丁寧に接しており、子どもが安心して生活できるよう意欲を持って養育・支援に努めている。訪問調査時の生活観察場面では、子どもと共に遊び、運動し、話を聴き、時には慰めまた励ますなど、職員が子ども一人ひとりを大切に受け止めて関わっていることが窺えた。また、各種の日誌や記録からは、児童福祉司等と連携を図りながら、きめ細かな対応と的確な観察・詳細な記録を行い、子どもの援助方針策定に大切な役割を果たしていることが確認できた。子どもに対するアンケート項目の「職員の関わり方」の結果には、子どもが職員に親しみや信頼感を持っており、良好な関係が築かれていることが示されている。

#### 2 医療機関との適切な連携と子どもの健康管理の徹底

嘱託医による所内健診（月1回）を実施しているほか、疾病が疑われる場合は、看護業務専門員（非常勤看護師）に診てもらい、状況に応じてかかりつけ医や専門医への受診を行うなど、きめ細かな治療的ケアを行っている。日常の子どもの健康管理については、看

護業務専門員を中心に職員全員で取り組んでいる。看護日誌には、子どもの症状・訴え・課題に対してどう判断し対応したか、また、服薬にあたっての薬品名や方法等が、日々詳細に記録されていて、職員間で十分な連携を図り子どもの健康管理に配慮する仕組みが出来ている。新型コロナウイルス感染症対策として、日常的な手洗い・うがい・手指アルコール消毒等の徹底に取り組んでいるが、栃木県が緊急事態宣言を発令後は、検温を1日3回実施し、感染の疑いや経過観察を要する子どもについては倦怠感や味覚・嗅覚・下痢等々のチェックをしているほか、子ども全員にマスク着用を促している。

### 3 子どもの精神的なりフレッシュを図るための取組

グラウンドではサッカー・キャッチボール・ブランコ・滑り台等、年齢に応じた身体活動が出来るよう、室内においては卓球やゲーム・読書・テレビ・DVD観賞等、子どもの希望に応じて参加出来るよう、環境やプログラム等が適切に提供されている。戸外で使用する遊具や用具の安全点検を毎月実施し、使用前には更に安全を確認するなど事故防止に努め、のびのびと活動できるよう配慮している。また、毎月の「チャンピオンカーニバル（競技性を持たせた活動）」の実施や、月に3～4回公園や各種公共施設に出かける所外活動を取り入れ、子どもの精神的なりフレッシュを図っている。グラウンドでの栗拾いや凧揚げ等のほか、年間を通して季節感を味わえるよう各種行事を計画し、実施にあたっては子どもの立場に立った進め方や支援方法を検討し、反省評価を行うなど職員が連携して取り組んでいる。

#### ◇改善を求められる点

##### 1 職員の専門性向上に向けた教育・研修の充実

新任職員に対する児童福祉法や子どもの権利条約等についての研修は児童相談所として実施しており、一時保護所の新任職員も参加している。新任職員には先輩職員がOJTによる教育・訓練をしている。しかし、発達に課題を持つ子どもに対応する専門性が十分ではないと認識している職員もいるため、今後は、職員に対する適切なスーパービジョンの体制を構築するとともに、職員の専門性を高めるための各種研修（内部研修・外部研修・社会的養護関係施設等の見学等）の年間計画を作成して、確実に実施することが求められる。また、各種研修の実施に当たっては、職員一人ひとりの研修履歴を作成し、個々の職員の知識や経験・スキル等に応じた適切な研修が受けられるようにすることも重要である。

##### 2 各種マニュアルの充実・策定と職員への周知・徹底の取組

危機管理マニュアルや標準的実施方法としての援助マニュアルなど、管理・運営や子どもの養育・支援に係る各種マニュアルは、概ね整備されているものの、各評価項目で指摘したように内容的に不十分な点が見受けられる。また、養育・支援に係る大切な事柄について対応マニュアルがいくつか策定されていないこともあり、今後、既存のマニュアルの内容の充実を図るとともに未整備のマニュアルの策定を行い、各種マニュアルについて職員への周知・徹底を図ることが求められる。

### 3 理念・基本方針の策定及び職員への周知と十分な理解を促す取組

ヒアリングの段階では、一時保護の目的に即した理念・基本方針の素案は策定されていたが、所内でオーソライズされていなかった。その後、所内で検討し、現在は策定され、所内や県内児童相談所へ周知を図る予定である。子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢を示した一時保護所の理念・基本方針が職員に十分に理解されることは、行動規範として自らの業務に対する意識付けとなり、非常に重要であるため、事業計画等に明示して職員に周知するほか、事務所に掲示したり課内会議等で説明するなど、十分な理解を促す取組が求められる。

### ⑧第三者評価結果に対する一時保護所のコメント

栃木県では、令和2年3月に栃木県社会的養育推進計画を策定し、一時保護改革に取り組むこととしています。その取組の一環として、今回初めての第三者評価を受審し、職員が各項目について現状の振り返り、課題を改めて確認することができました。その中で現地調査、ヒアリングを通じ、子どもの権利擁護の推進、職員の研修体制の整備など貴重なご指摘をいただきました。今後、評価結果をもとに、子どもたちがより安心・安全な生活を過ごせるよう、改めて職員で話し合い、さらなる子どもの権利擁護の推進を図るなど、運営改善に努めてまいります。

### ⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（一時保護所）

### 【評価ランクの考え方】

- s：他の一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

## I 子ども本位の養育・支援

### 1. 子どもの権利保障

(1) 権利保障		
① 子どもの権利に関する説明		第三者評価結果
No. 1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	s・a・ <b>ⓑ</b> ・c
<p>職員は、子どもが入所する時には、子どもの緊張を和らげながら子どもの今までの生活状況等を確認し、「一時保護所のご案内」や一時保護所での約束事を記載した文書「生活のルール」を渡して、一時保護所での生活について説明している。「生活のルール」を説明する中で子どもの権利についても一部説明しているが、やるべきこと・守らなければならないこと・守れない場合の個別指導のこと等、規則に縛られた生活をイメージさせる内容が多く、子どもを暖かく受け入れるメッセージは希薄である。今後作成を予定している子どもの権利を説明するツール等は、子どもの年齢や理解に応じた内容とした上で職員や第三者等の相談先についても記載し、活用していくことが望まれる。また、「生活のルール」についても、内容の見直しが期待される。</p>		
② 子どもの意見が尊重される仕組みの構築		
No. 2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	s・a・ <b>ⓑ</b> ・c
<p>子どもの意見を聞くための「意見箱」があり、子どもから意見や希望等が出されている。職員は、それらの内容について職員間で検討し出来るだけ対応するよう努めている。「意見箱対応マニュアル」には、意見を表明したい子どもに用紙を渡す前の確認事項や用紙の渡し方・書き方等が記載されているが、誰にも見られずに子どもが一人で自由に書いて投函する方法になっていない。今後、子どもがいつでも自由に意見を述べるできるよう、子どもの意見表明を積極的に促すような手順への変更が期待される。</p>		
(2) 子どもに対する説明・合意		
① 保護開始に関わる説明・合意		
No. 3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	s・a・ <b>ⓑ</b> ・c
<p>保護開始にあたり、受入れを担当する職員は、「一時保護所のご案内」や「生活のルー</p>		

<p>ル」という書面（ふりがな付き）を利用して、保護の理由や目的・期間等について、子どもの年齢や発達状況に配慮しながら分かりやすく丁寧に説明し、納得してもらうよう努めている。その際に、子どもに対して保護所が安全で安心できる場所であることを口頭で説明しているが、「生活のルール」にはそうした内容がほとんど含まれていない。今後、説明文書には、子どもに安心感を与えることを最優先とした内容を盛り込むとともに、年齢等に応じた複数の説明文書を備えておくことが望まれる。</p>		
<p>② 保護期間中の説明・合意</p>		
No. 4	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	s・ <b>a</b> ・b・c
<p>保護期間中の家庭・学校等の環境の状況や今後の見通し等についての説明は、各児童相談所の担当児童福祉司（以下、児童福祉司と表現）の役割となっている。しかし、自分の置かれている現状や見通し等について不安を感じ相談してくる子どもも多く、職員は、児童福祉司と連携しながら、日常的な関わりの中で丁寧に話を聴いたり分かりやすく説明したり、子どもの様子を見て声をかけるなど、きめ細かな対応を行っている。</p>		
<p>③ 保護解除に関わる説明・合意</p>		
No. 5	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	s・ <b>a</b> ・b・c
<p>保護解除についての子どもへの説明や合意形成は、児童福祉司の役割となっている。職員は、解除についての子どもの意向や意見を聴き取り、子どもの心理状況等を観察・把握して解除を伝えるタイミング等について児童福祉司と相談するなど、連携して保護解除の適切な説明を行い合意が得られるよう取り組んでいる。</p>		
No. 6	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	s・ <b>a</b> ・b・c
<p>一時保護解除後の子どもに対して相談に応じたり生活の様子を確認する等の支援は、児童福祉司の役割となっている。職員は、保護解除予定の子どもが解除後の生活に不安等を感じている場合は、児童福祉司と連携しながら、相談する相手や方法、支援を欲しい時の連絡先等について丁寧に説明をしている。</p>		
<p>(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限</p>		
No. 7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	s・a・ <b>b</b> ・c
<p>子どもの安全・安心な生活の確保を最優先することから、原則として、自由な外出・通学・通信・面会は認めていないが、学校行事やテストを受ける等の場合は通学できるよう対応している。保護所内の生活については、生活の決まり事を守りできるだけ日課に沿った行動をとるよう子どもに伝えている。行動上の問題があった子どもに対しては、対応マニュアルに則り行動制限を伴う個別の対応をする場合があるが、児童福祉司等と協議し管理者の決裁を受けた上で、理由や方法・期間等について子どもに十分説明し納得を得てから実施している。一時保護中の生活の各種制限については出来る限り少なくすることが望ましいので、ケースバイケースで柔軟な対応をしていくことが期待される。</p>		
<p>(4) 被措置児童等虐待防止</p>		

No. 8	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	s・a・ <b>①</b> ・c
<p>県で策定した「被措置児童等虐待防止マニュアル」を基に、職員は子どもに対する不適切な言動のないよう常に心掛けている。子どもに対するアンケート結果からは、職員に対する信頼が厚く良好な関係が築かれていることが窺える。また、調査時のケア観察場面でも、職員は子どもの呼びかけに優しく応じ、言葉も柔らかく子ども一人ひとりを大切にしている様子が見受けられている。今後、保護所独自の被措置児童虐待防止対応マニュアルを策定した上で、研修等により職員に周知徹底を図り、不適切な対応が生じないように、また発生時には迅速に適切な対応ができるよう取り組むことが望まれる。</p>		
(5) 子ども同士の暴力等の防止		
No. 9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	s・a・ <b>①</b> ・c
<p>子どもが入所するにあたり、「生活のルール」により、子ども同士での暴言・暴力・いじめなどはしていけないことを子どもに説明している。子ども同士のトラブル等があった場合には、子どもの安全を守ることができるよう職員間で連携し速やかに対応している。年齢差があり他者との関わり方がうまくできない子どももいるため、子ども間の些細な揉め事が時々生じるが、職員は状況を早めに察知して予防に努め、関係した子どもへのフォローも丁寧に行っている。子ども同士の権利侵害防止と職員の適切な対応がさらに徹底されるよう、今後研修を実施していくことが期待される。</p>		
(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮		
① 思想や信教の自由の保障		
No. 10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	s・a・ <b>①</b> ・c
<p>思想・文化・慣習・宗教等による食習慣や日課の違いがある子どもの入所は時々あり、入所時に特別な配慮等について児童福祉司に確認して把握している。また、子どもからも意向や希望等を聴き取り、可能な限り思想や信教の自由を尊重して適切な対応ができるよう努めている。現在は、状況に応じて各種関係職員が話し合っ取り組み方を決めているが、今後は、「援助マニュアル」の中に、思想や信教の自由の保障及びその具体的な対応方法等について明文化し、職員全員に周知を図って統一的な対応ができるようにすることが期待される。</p>		
② 性的なアイデンティティへの配慮		
No. 11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	s・a・ <b>①</b> ・c
<p>LGBT等の性的アイデンティティへの配慮を必要とする子どもについては、入所時に特別な配慮等について児童福祉司に確認して把握することとしている。また、職員は子どもから希望や意向等を聴き取り、居室・トイレ・入浴・準備する衣類・他児との関係性等について、可能な限り実現できるよう対応に努めることとしている。今後は、「援助マニュアル」の中に、性的アイデンティティの尊重及びその具体的な対応方法等について明文化し、職員全員に周知を図って統一的な対応ができるようにすることが期待される。</p>		

## 2. 養育・支援の基本

(1) 子どもとの関わり		
① 安全感・安心感を与えるケア		
No. 12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	s・a・ <b>⑥</b> ・c
<p>「援助マニュアル」の中に、子どもと関わる際の留意点として、子どもの立場に立って共感する・嫌がる言葉をぶつけない・暖かく広い心で接する・情緒の安定を図る等10項目を掲げている。職員はマニュアルの内容を常に念頭に置きながら、子どもが安心して保護所で生活し職員に信頼感を持ってもらえるよう、きめ細かく気を配り優しく丁寧な対応に努めている。今後、子どもの自主性の尊重や生活のしやすさの実現等に視点を置いて、日常の支援状況の振り返りを定期的に行うとともに、子どものプライバシーに配慮した支援について研修を行うなど、養育・支援の質の向上を図るよう取り組むことが望まれる。</p>		
② エンパワメントにつながるケア		
No. 13	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	s・a・ <b>⑥</b> ・c
<p>職員は、日常生活の中で一人ひとりの様子に目を配り、よくできた時には大いに褒め、失敗した場合には頑張った点を評価して励ますなど、子どもが自己評価を高め自尊感情を持てるようになることを目指した養育・支援に努めている。自己表現を促す場として日記や作文を書いてもらい、職員が子どもの気持ちを受け止め支えていることをコメントに書き込むよう心掛けている。今後は、子ども自身が主体的に活動できる場を設け、様々な経験をすることで自分に自信を持たせるような取組を取り入れることも検討していただきたい。</p>		
(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮		
No. 14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	s・a・ <b>⑥</b> ・c
<p>子どもから様々な場面で話しを聞く場合は、職員は急かすことや誘導的な発言をしないよう心掛け、子どもが自分のペースで自発的に話してくれるのを待つなど、慎重で丁寧な聞き取りに努めている。今後は、聞き取りの技法等の習得について研修を行い、職員全員が適切で統一的な対応ができるようにすることが望まれる。</p>		

## II 一時保護の環境及び体制整備

### 1. 適切な施設・環境整備

(1) 設備運営基準の遵守		
No. 15	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	s・a・ <b>⑥</b> ・c
<p>学齢以上の子どもおよび幼児の居室は共に設備運営基準を満たしている。また、一時保護所の外周は防犯上等の理由からフェンスが張り巡らされているが、グラウンドの周りには赤松の大木や栗の木があって静かな景観を作り出し、開放的な環境となっている。子どもの年齢に応じ、男子・女子・幼児の居室が分かれているが、個室の数が2室（男子1・</p>		



女子1)のみであり、プライバシーへの配慮を求める中高生に一人部屋を提供できないことについては今後の検討が望まれる。令和2年度当初に、新型コロナウイルス感染症防止対策とプライバシーへの配慮から、2人用居室にブラインドカーテンによるパーティションを設置している。		
(2) 個別性の尊重		
No. 16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	s・a・ <b>(b)</b> ・c
毎日、夕食・入浴後から就寝までの間、自由時間がある。休日は学習の時間が自由日課となり、子どもは思い思いに自由にすごしている。一時保護所内ではジャージを着用することが決まりで、紛失等を防ぐため私服の着用はさせていない。決められた日課に沿って生活することが求められる中で、職員は出来るだけ子どもたちの話を聞いて意向や特性に応じた柔軟な対応をしている。子どもたちの命と安全を守るために必要なルールに沿った生活環境となっているが、今後更に子ども一人ひとりの志向を尊重した支援が行われることを期待したい。		
(3) 生活環境の整備		
No. 17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	s・ <b>(a)</b> ・b・c
一時保護所は木々に囲まれた静かな環境にあり、外部から適度な距離がある。風呂場やトイレ、プレイルーム等はきれいに掃除されている。また、居室は子ども自ら掃除機をかけて清潔にしている。運動場と体育館があり、子どもは自由時間に希望する遊びや天候に合わせて利用している。運動具や遊具についても安全管理をし、適宜更新している。施設・設備の修繕費等は予算化されており、不足する場合でも必要に応じて柔軟に対応している。第三者評価のための施設見学では、破損箇所等は見当たらなかった。		

## 2. 管理者の責務

No. 18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	s・a・ <b>(b)</b> ・c
中央児童相談所一時保護課の事務分担に、一時保護課長の一時保護課総括管理者としての役割が明示されており、一時保護所の業務全般を管理している。また、一時保護受入れの可否判断や様々なリスク対応の場面では常に職員と協議し、適切に指示を出している。一時保護課長は、自らの児童福祉司の経験を活かし、職員の良き相談相手となっているが、スーパービジョンの体制構築は不十分なので、今後の取組が望まれる。		

## 3. 適切な職員体制

(1) 設備運営基準の遵守		
No. 19	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	s・a・ <b>(b)</b> ・c
現在の職員体制は、正職員12名（児童指導員7・保育士4・児童自立支援専門員1）、非常勤職員6名（心理判定員1・看護業務専門員1・学習指導員3・嘱託医1）となっており、他に宿日直嘱託員が宿直時間帯に職員の補助に当たっている。現状では、設備運営基準以		

<p>上の職員配置がなされているが、一日当たり平均保護人員は、過去5年平均で21.2人となっているほか、対応の難しい子どもが増えており、個別対応に人手を取られて人員に余裕がない状況が見受けられる。職員アンケート結果からは、職員の専門性を高めるための研修の充実と共に、職員の増員を求める意見が多数出されている。今後は、一時保護所の特性を考慮した職員配置（増員や専門職の割合の増加等）となるよう見直しが望まれる。</p>		
<p>(2) 職員の適正配置</p>		
No. 20	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	s・a・ <b>ⓑ</b> ・c
<p>主として正職員が子どもの観察・養育・支援にあたり、心理判定員・学習指導員・看護業務専門員・嘱託医が専門的な関わりをしている。これらの役割については、一時保護課事務分担で明確化している。職員間での申し送りやシステムによる情報の共有、児童福祉司等との密接な連携により、個々の子どもへの相談援助の一貫性を保つようにしている。しかし、発達に課題を持つ子どもに対応する専門性が十分ではないと認識している職員もいるため、適切なスーパービジョンの体制を構築することや、専門的知識と技術を高めるための研修等の充実が望まれる。</p>		
<p>(3) 情報管理</p>		
No. 21	情報管理が適切に行われているか	s・a・ <b>ⓑ</b> ・c
<p>一時保護所の入口はパスワードによる入館制限がなされており、部外者は許可を得なければ入館できない。更に、事務室には職員以外の立ち入りを制限しており、部外者が個人情報等を見ることはない。また、子どものケース記録等は鍵のかかるロッカーに保管し、職員は必要に応じ閲覧している。一時保護所のシステムは職員グループだけが持つID・パスワードで管理している。現状では、個人情報等の情報管理に関する取扱いは、「栃木県文書等取扱規程」「栃木県児童相談所事務処理の手引き」等に基づいて実施しているが、今後、一時保護所の状況に即した取扱要領等の整備や情報管理に関する職員への周知の取組が望まれる。</p>		
<p>(4) 職員の専門性向上の取組</p>		
No. 22	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	s・a・ <b>ⓑ</b> ・c
<p>新任職員に対する児童福祉法や子どもの権利条約等についての研修は児童相談所として行っており、一時保護所の新任職員も参加している。また新任職員には、勤務シフトの同じ先輩職員が都度、OJTによる教育・訓練をしている。正職員一人ひとりの育成に向けた目標管理制度があり、定期的に上司との面談によって達成度等の評価をすると共に、悩み事や相談に対応し指導している。しかし、内部研修や外部研修等の計画的な研修が行われているとは言えないため、子どもの権利擁護や職員の専門性を高める各種の研修について、年間計画を作成して実施することが期待される。また、職員一人ひとりの研修履歴を作成し、個々の職員の知識や経験に応じた適切な研修が受けられるようにすることが望まれる。</p>		
No. 23	職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	s・ <b>Ⓐ</b> ・b・c

<p>一日3回の引継ぎ（毎朝の職員打合せ、午後と夕方の職員引継ぎ）は、一時保護所システムや日誌（業務日誌・宿直日誌・引継連絡票）等を利用した詳細な内容となっている。毎月の定例会議は年度初めに日程を決めて実施し、ほとんどの職員が参加している。また、その後には会議録を回覧して、職員全員に会議の内容を周知している。子どもに関する日常的な連絡は、職員連絡票を回覧することによって情報を共有している。</p>		
<p>（5）児童福祉司との連携</p>		
No. 24	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	s・a・b・c
<p>一時保護所は中央児童相談所の敷地内に設置されており、児童福祉司や児童心理司等と十分な連携を図っている。また、他の児童相談所の児童福祉司等とは、電話連絡や子どもとの面接時に情報共有を図っている。入所中の子どもの調査・診断・支援等は、担当職員を中心に児童福祉司や児童心理司と情報を共有し、保護期間が必要以上に長期化しないよう担当職員や一時保護課長から児童福祉司等に声かけをしている。</p>		
<p>（6）職場環境</p>		
No. 25	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	s・a・b・c
<p>勤務表は、勤務パターンや休暇等の職員の希望を織り込んで担当職員が作成している。宿直等の勤務実績は、「サービスシステム」に入力することにより労務管理されている。メンタルヘルスに関する対応やハラスメントの防止と対応については、職員は県の職員全体を対象とした研修や取組に参加しており、相談窓口も複数設置されている。今後は、ワークライフバランスに配慮した職場環境の確立に向けた更なる取組が望まれる。</p>		

#### 4. 関係機関との連携

<p>（1）医療機関との連携</p>		
No. 26	医療機関との連携が適切に行われているか	s・a・b・c
<p>嘱託医による所内健診（月1回）を実施しているほか、職員は、日常的に子どもの健康状態について注意深く観察して健康管理に努めている。疾病が疑われる場合は、看護業務専門員に診てもらい、状況に応じてかかりつけ医や専門医への受診を行うなど、きめ細かな治療的ケアを行っている。</p>		
<p>（2）警察署との連携</p>		
No. 27	警察署との連携が適切に行われているか	s・a・b・c
<p>子どもの無断外出があった場合は、職員が捜索に当たるが、未発見の場合は対応マニュアルに沿って警察に通報して協力依頼を行っている。また、状況により警察に協力を要請すべき事態が生じた場合は、110番通報により警察官の派遣を求めることになっている。無断外出した子ども等に対する警察からの取調べや面接の要請等についての調整業務は、児童福祉司の役割となっているが、子ども自身の不安や動揺については、児童福祉司と連携しながら職員も対応している。</p>		
<p>（3）施設・里親等との連携</p>		

No. 28	施設や里親等との連携が図られているか	s・ <b>a</b> ・b・c
<p>施設や里親等との連携については、児童福祉司の役割となっている。職員は、退所して施設等に移行する前に揺れ動く子どもの気持ちに寄り沿ってフォローを行うとともに、子どもからの意見等については児童福祉司に伝えて情報共有を図り、子どもの不安や動揺を少しでも軽減できるよう取り組んでいる。</p>		
(4) その他の機関との連携		
No. 29	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	s・a・b・c 【評価外】
<p>関係機関との連携は、児童福祉司の役割となっており、保護所としては全く関与していないため「評価外」とする。</p>		

### Ⅲ 一時保護所の運営

#### 1. 一時保護の目的

No. 30	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	s・a・ <b>b</b> ・c
<p>ヒアリングの段階では、一時保護の目的に即した理念・基本方針の素案は策定されていたが、所内でオーソライズされていなかった。その後、所内で検討し、現在は策定され、所内や県内児童相談所へ周知を図る予定である。子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢を示した一時保護所の理念・基本方針が職員に十分に理解されることは、行動規範として自らの業務に対する意識付けとなり、非常に重要であるため、事業計画等に明示して職員に周知するほか、事務所に掲示したり課内会議等で説明するなど、十分な理解を促す取組が求められる。</p>		

#### 2. 一時保護所の運営計画等の策定

No. 31	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	s・a・ <b>b</b> ・c
<p>中央児童相談所の年間事業計画の中に一時保護課の事業計画がある。そのほか、個別計画として、季節行事計画・所外活動計画・消防訓練・避難訓練・課内会議等の計画が策定されている。しかし、年度の事業計画に重点目標やねらいを設定し、年度末の課内会議等で全体的な振り返りを行うことまではしていない。今後は、年度の事業計画に職員の意見や子どもの意向を反映させた重点目標やねらいを設定し、目標の達成状況や計画の実施状況の評価を行う取組が望まれる。</p>		

#### 3. 一時保護の在り方

No. 32	緊急保護は、適切に行われているか	s・ <b>a</b> ・b・c
<p>緊急保護の必要性の判断や子どもへの説明は、児童福祉司の役割となっている。緊急保護されて入所してからは、子どもの健康調査を行い、必要に応じて専門医を受診してい</p>		

る。また、保護所の役割・必要性・期間・生活の様子等については、児童福祉司と連携しながら、職員が丁寧に分かりやすく説明して子どもが安心感を持てるよう取り組んでいる。

#### 4. 一時保護所における保護の内容

(1) 生活面のケア		
No. 33	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	s・a・ <b>ⓑ</b> ・c
<p>子どもが落ち着いて生活できるよう、時には職員が一对一で関わり情緒の安定を図っている。子どもの状況に応じて必要な生活面のケアや、食事マナーの習得や他児と仲良く遊ぶこと等を繰り返し伝えるよう努めている。朝の打合せの後、子どもが職員と会話しながらリラックスした表情で手順よく浴室や居室等の掃除をする姿が見られた。同様に配膳についても、子どもが出来ることは可能な限り子ども自身がやれるように援助している。生活を通して、子どもの年齢に即した基本的な生活習慣が習得されるよう更なる取組が望まれる。</p>		
(2) レクリエーション		
No. 34	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	<b>Ⓢ</b> ・a・b・c
<p>グラウンドではサッカー・キャッチボール・ブランコ・滑り台等、年齢に応じた身体活動が出来るようにプログラムが用意されている。使用する遊具や用具の安全点検を毎月実施し、使用前には更に安全を確認するなど事故防止に努め、のびのびと活動できるよう配慮をしている。室内においても卓球やゲーム・読書・テレビ・DVD観賞等を計画し、子どもの希望に応じて参加できる環境を整えている。また、毎月、体育館で玉入れやバスケットボールをゴールに入れて数を競う「チャンピオンカーニバル」を実施したり、月に3～4回公園や各種公共施設に行く所外活動を取り入れたりし、入所している子どもの精神的なリフレッシュを図っている。グラウンドでの栗拾いや凧揚げ等のほか、年間を通して季節感を味わえるよう各種行事を計画し、職員が連携して取り組んでいる。</p>		
(3) 食事（間食を含む）		
No. 35	食事が適切に提供されているか	s・ <b>Ⓐ</b> ・b・c
<p>給食業務全般を民間事業者に委託している。食事の提供にあたって、栄養士や調理員・職員が年1回給食会議を実施し給食業務との連携や調整を図ると共に、職員による日々の検食簿には、味付けや分量等のほか子どもの意見なども記載されており、調理するにあたっての参考や改善に繋がっている。また、子どもから食事に関するアンケートを取り、隔月に「リクエスト給食」が提供されている。食物アレルギーや個々の健康状態に応じて個別に配慮した食事を用意している。入所の際にアセスメントが出来ていない子どもに対しては細心の注意を払い対応しており、特に重篤なアレルギー反応を起こすと言われている食品については、年間を通して使用しないようにしている。昼食場面の観察では、苦手な食べ物のある子には無理強いせず見守り、おかわりしたい子にはジャンケンで決めていくなど、楽しい雰囲気の中で食事する姿が窺えた。</p>		

(4) 衣服		
No. 36	子どもの衣服は適切に提供されているか	s・a・ <b>b</b> ・c
<p>衣類の洗濯は職員がまとめて毎日行い、衛生面を考慮し乾燥機にかけている。入所時には新品の下着と靴下を支給しているが、私服の着用を認めていないため保護所に備えてある衣類を貸与している。衣類が破損した場合は新しい物に交換している。一時保護ガイドラインには、「子どもの福祉を損なうおそれがある物以外は、可能な限り子どもが所持できるように配慮する。」とあることから、今後私服の着用の是非について検討するとともに、保護所の衣類を貸与する際には子どもが好みの物を選べるような対応も期待したい。</p>		
(5) 睡眠		
No. 37	子どもの睡眠は適切に行われているか	s・ <b>a</b> ・b・c
<p>幼児・小学生・中高生の発達段階に応じた睡眠時間が確保されている。幼児は居室にて午睡を行っているが、小学校入学を控えた年長児についてはリズムを整えるために1月からの午睡時間は設けていない。就寝時の空調温度が適切に設定され寝具は定期的にクリーニングし、季節に合った寝具が提供されている。幼児の就寝の際には、必要に応じて職員が添い寝をし、体調不良や精神的に不安定な子どもに対しては、同性の職員が同一居室で就寝するなどして安心して眠れるよう配慮している。</p>		
(6) 健康管理		
No. 38	子どもの健康管理が適切に行われているか	s・ <b>a</b> ・b・c
<p>看護業務専門員が主に担当し、必要に応じて診察、嘱託医による所内健診（月1回）、かかりつけ医や専門医への受診を行い、子どもの健康管理に努めている。看護日誌には、子どもの症状・訴え・課題に対してどう判断し対応したか、また、服薬にあたっての薬品名や方法等が、日々詳細に記録されていて、職員間で十分な連携を図り子どもの健康管理に配慮する仕組みが出来ている。新型コロナウイルス感染症対策として、日常的な手洗い・うがい・手指アルコール消毒等の徹底に取り組んでいるが、栃木県が緊急事態宣言を発令した令和3年1月頃からは、検温を1日3回実施し、感染の疑いや経過観察を要する子どもについては倦怠感や味覚・嗅覚・下痢等々のチェックをし、子ども全員にマスクの着用を促している。</p>		
(7) 教育・学習支援		
No. 39	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	s・a・ <b>b</b> ・c
<p>入所初日の学習時間には学力テストを実施し、子どもの学力や得意・不得意を把握したうえで個々に応じた学習支援を行っている。学習の導入として毎朝30分間の読書時間を設けている。また、学習意欲向上のためのシール表の作成や目標達成のご褒美プリントを実施する等の工夫が見られる。令和2年度からは、通学が可能な子どもは一時保護専用施設（宇都宮市内の民間児童養護施設で定員6名分の一時保護を行っている）での一時保護を優先している。学習内容や教材の提供等について、必要に応じて在籍校と協議し定期テスト等を所内で受けることもあるが、現状は一部の子どもに限られている。アンケートで</p>		

<p>は、教育・学習支援等について半数以上の職員が十分な取組が出来ていないと答えている。今後、より積極的かつ充実した取組が望まれる。</p>		
<p>(8) 保育</p>		
No. 40	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	s・a・ <b>b</b> ・c
<p>未就学児は、主にプレイルームやグラウンドで好きな遊びが出来るよう、環境が設定されている。調査日には、プレイルームでプラバンやアイロンビーズ・アニメ視聴などに熱中する姿が見られ、職員との安定した関係が窺えた。今後は、年齢や発達段階に応じた保育内容の充実を図るため、実際に保育業務にあたっている職員全員の保育の質を向上させるための取組が望まれる。</p>		
<p>(9) 保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等</p>		
No. 41	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	s・ <b>a</b> ・b・c
<p>家族等との面会や情報提供については児童福祉司の役割となっているが、職員は面接記録や児童相談所システムにて状況に応じた家族支援や対応に関する情報の共有を図っている。また、面会前後に揺れ動く子どもの気持ちに寄り添うと共にフォローに努め、子どもの思いについては児童福祉司等へ繋げ情報を共有している。</p>		

## 5. 特別なケアの実施

<p>(1) 性的問題への対応</p>		
No. 42	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	s・ <b>a</b> ・b・c
<p>何らかの性的虐待を受けた子どもの入所時面接には必ず同性職員が対応している。また、入所理由についての詳しい確認は行わないように配慮している。一時保護所の子どもの中で性的問題行動が発生した場合に備え、「一時保護所における性的問題の対応とマニュアル」を策定し、性加害・被害があった時の所内対応、再発・発生予防のための対応等を明示している。また、対応方法などの研修や、チェックリストを活用し自己点検をするなど職員のスキルアップを図っている。性的被害を受けた子どもに関係機関（警察・検察等）が聴き取りをする必要が生じた場合は、児童相談所と関係機関が一緒に行うようにしており、子どもの精神的負担を少しでも軽減できるよう配慮している。</p>		
<p>(2) 問題行動のある子どもへの対応</p>		
No. 43	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	s・a・ <b>b</b> ・c
<p>一時保護依頼を受けた段階で、他害や自傷行為の有無について児童福祉司に確認し状況の把握に努め、行動の背景や要因と向き合い理解した上で対応している。必要な子どもには、医学的アドバイスを受たり心理的ケアを行ったりして安定した生活が送れるよう配慮している。また、他害や自傷行為防止のため、子どもに貸し出すはさみにはカバーをつけ数の管理をするなどし、安全管理を徹底している。自傷行為等があった場合の職員の対応についてフローチャートが策定されているが、内容的には十分とは言えない。今後は、他害や自傷行為を行う子どもへの配慮や対応、他の子どもへの配慮事項等を明文化するな</p>		

ど、対応マニュアルの充実が望まれる。		
(3) 無断外出を行う子どもへの対応		
No. 44	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	s・a・ <b>(b)</b> ・c
<p>無断外出に備えて、職員が関係機関と連携してどの様に対応するかについてのフローチャートやマニュアルが策定されている。無断外出を行った子どもに対しては、気持ちを十分に理解し受け止めると共に、振り返りを行い再発防止の方法を子どもと一緒に考えている。今後は、影響を受ける他の子どもや該当する子どもへの配慮事項やフォロー、実際に行われている内容を盛り込むなど、対応マニュアルの更なる充実が望まれる。</p>		
(4) 重大事件に係る触法少年への対応		
No. 45	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	s・ <b>(a)</b> ・b・c
<p>重大事件に係る触法少年については専門的な支援が必要となる場合もあることから、警察OB・弁護士・児童福祉司・児童心理司等のチームによるバックアップ体制が構築されている。子どもの状況に応じて、対応する職員について検討すると共に、他児に与える影響を考慮して、特別室での個別処遇を行っている。</p>		
(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応		
No. 46	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	s・ <b>(a)</b> ・b・c
<p>身近な親族等を失った子どもへの説明やケアについては、主に児童福祉司が担うことになっている。職員は、児童福祉司と連携し子どもの様子を観察して、話を聴いたり励ましたりするなど子どもの心に寄り添うことを心掛けている。</p>		
(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応		
No. 47	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	s・a・ <b>(b)</b> ・c
<p>職員は、児童福祉司を通して被虐待児であることや、子どもの心身の状況等に関する把握を十分に行っている。看護業務専門員や心理判定員が配置されている他、職員は担当制をとっており、きめ細やかな支援・ケアを行っている。また、子どもの心のケアを要する場合には、担当の児童心理司が配置され、児童福祉司や担当職員等が連携して対応方針を検討するなどチームケアの体制が構築されている。今後は、被虐待児の心に寄り添った適切な対応が出来るよう、チームケア体制の更なる強化が望まれる。</p>		
No. 48	障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	s・a・ <b>(b)</b> ・c
<p>児童福祉司を通して子どもの情報を聴取すると共に、入所時面接でも子どもの障害の状況を把握し、適切なケアが出来るよう記録や引継ぎ等で情報を共有している。子どもの障害の特性に応じて個室でクールダウンを促したり、学習場面ではパーテーションやヘッドホンを活用したりして、個別に対応している。必要に応じて、看護業務専門員の診察やかかりつけ医・専門医への受診を行い、きめ細やかな治療的ケアに努めている。また、障害の有無に関わらず、職員が介入する中で子どもが互いを尊重し合う人間関係づくりができるよう努めている。今後は、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組が望ま</p>		



れる。		
No. 49	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	s・a・ <b>①</b> ・c
<p>児童福祉司と連携し、入所時において子どもの健康の状況等を把握すると共に、記録や引継ぎ等で情報を共有しながら適切な支援をしている。必要に応じて、看護業務専門員の診察や嘱託医による所内健診、かかりつけ医や専門医への受診を行い、健康状態を把握し治療的なケアを行っている。一方で、心身の不調を訴える子どもや服薬管理を要する子どもが増えており、職員は看護業務の体制確保が一つの課題であると認識している。与薬にあたっては誤薬防止の観点から、職員がダブルチェックしている。重度の食物アレルギー反応を想定し、エピペンの使用法について職員会議で実技研修を実施している。</p>		

## 6. 安全対策

(1) 無断外出防止及び発生時対応		
No. 50	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	s・ <b>①</b> ・b・c
<p>無断外出の可能性のある子どもについては、態度や言動などから把握しており、職員間で連携して未然に防ぐよう努めている。日常的に、子どもの安全や見守りのため夜間巡視を行っている他、無断外出の可能性のある場所にはセンサーを設置している。無断外出があった場合は、職員自ら子どもの発見・保護に努め、保護者に連絡すると共に、必要に応じて警察署に連絡し発見・保護を依頼する等、対応マニュアルで明確にしている。</p>		
(2) 災害時対策		
No. 51	災害発生時の対応は明確になっているか	s・a・ <b>①</b> ・c
<p>年間の避難訓練計画が策定されており、避難訓練実施要領に基づく避難訓練を毎月1回実施している。消火器やAEDの使用方法等の実技研修も年1回実施している。また、緊急事態発生時の関係機関連絡先や手順等についてはマニュアルを整備している。しかし、職員の少ない夜間の火災や地震・豪雨等、様々な災害を想定した避難計画が策定されていないので、今後、避難計画の充実を図るとともに、災害時の子どもや職員の安否確認の方法を明確化し、全職員に周知することが望まれる。</p>		
(3) 感染症対策		
No. 52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	s・a・ <b>①</b> ・c
<p>一時保護開始にあたり、子どもの感染症の有無や可能性を把握している。感染症を有している場合やその可能性のある場合は、他の子どもから隔離し、医療機関での受診・必要な治療を行っている。季節的に流行する感染症について、看護業務専門員の指導のもと防止に取り組んでいる。感染性疾患に罹患した場合の対応フローチャートに加え、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の各種感染症についても、症状や潜伏期間・対応方法等を網羅した感染症対応マニュアルを作成し、基本的な知識を職員間で共有して取り組むことが望まれる。</p>		

## 7. 質の維持・向上

No. 53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	s・a・ <b>③</b> ・c
<p>子どもの生活支援やアセスメント等の各種のマニュアルがあり、マニュアルに沿った支援が行われている。これらのマニュアルは新任の職員でもすぐに支援にあたるような標準的な実施方法となっていて、新任職員はマニュアルの内容に関する研修を受けている。年に2回、一時保護所の日課の問題点を洗い出し、翌年度のマニュアルの改訂につなげるための「日課検討会」を開催しており、各職員から出された問題点を検討・集約して全職員の合意の下に改訂が行われている。しかし、マニュアル全般に子どものプライバシーへの配慮等の記述が少ないので、生活支援の様々な場面で子どもの気持ちにどのように寄り添うかといった記述を増やすことや、個々の職員が子どもへの支援の内容を定期的に振り返る仕組み作りが期待される。</p>		
No. 54	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	s・a・ <b>③</b> ・c
<p>令和元年度から年1回、職員全員が参加する自己評価を実施しており、令和2年度に第三者評価を受審した。子どもの支援に関するルールの問題点や確認事項が生じた場合には、毎月の課内会議や年2回開催している全職員参加の「日課検討会」で検討し、職員間で統一的な取組ができるようにしている。今後、自己評価や第三者評価で得られた課題等については「日課検討会」等で話し合い、養育・支援の質の向上に向けて計画的・組織的に取り組んでいくことが望まれる。</p>		

## IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

### 1. アセスメントの実施

(1) 保護開始時		
No. 55	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	s・ <b>①</b> ・b・c
<p>児童福祉司を通して保護予定の子どもの家庭環境や成育歴・現在の状態等の情報を聴き取るとともに、入所時面接で子どもの心身の状況を把握している。得られた情報についてはその後の適切なケアに繋がられるよう、各種記録や引継ぎ等により職員間の情報共有を図っている。また、必要に応じて、看護業務専門員が健康状態を診たりかかりつけ医や専門医への受診を行い、子どもが集団生活をするうえで支障がないか確認している。</p>		
No. 56	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	s・ <b>①</b> ・b・c
<p>子どもの援助方針については、児童福祉司によるケースワーク経過や面接結果、児童心理司による心理診断結果、医師の診断結果、保護開始後約2週間の子どもの生活・行動等の観察結果をまとめた観察会議録等を基に、児童相談所全体の援助方針会議で検討の上決めている。その際に、保護所としての観察所見や処遇意見を伝えている。子どもの状況や援助方針については、職員は各種記録や毎日の引継ぎによって把握し、一貫性をもったケアが行なえるよう努めている。</p>		

## 2. 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施

No. 57	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	s・a・ <b>b</b> ・c
<p>子どもの心身の状態や特性により集団での生活が困難である場合は、児童福祉司や児童心理司等と連携の上、個室対応や個別日課で生活できるよう配慮している。子ども全てに対しても、援助方針に沿った上でできる限り個別的ケアに配慮した生活の実現に向けて取り組むことが期待される。</p>		
No. 58	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	s・ <b>a</b> ・b・c
<p>職員は、子どもの思いに寄り添い、安心してもらえる良好な関係性を築くよう取り組み、子どもの言動や心理面における変化等を敏感に察知するよう努めている。子どもの状況の変化があった場合は、児童福祉司等に情報提供を行うとともに、援助方針の見直し等について保護所としての意見を伝えている。一人当たり平均保護日数は、過去5年間平均で30.5日となっていて、保護期間が必要以上に長期化しないよう児童福祉司等に働きかけをしている。</p>		

## 3. 子どもの観察

(1) 子どもの観察		
No. 59	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	s・ <b>a</b> ・b・c
<p>職員は、様々な生活場面で子どもと関わりながら観察して状況の把握をするとともに、必要に応じて個別面接を行なっている。子どもの様子は毎日詳細に記録し、引継ぎを通して職員間で情報共有を行なっている。子どもに関する記録類は、子ども別のファイルにまとめて保管しており、職員だけでなく児童福祉司等も情報把握がしやすいようになっている。</p>		
(2) 観察会議等の実施		
No. 60	観察会議が適切に実施されているか	s・a・ <b>b</b> ・c
<p>職員は、毎日記入される日誌や記録類は出勤時に必ず確認し、引継ぎも詳細にわたり行われているほか、細かい事柄については職員連絡票を活用して、職員間で統一的な対応が取れるよう工夫している。現在は、関係職員が揃うことが困難なため観察会議は行わず、子どもの担当職員が児童福祉司や児童心理司等と連携を図りながら、書面上で職員間の意見集約を行い観察会議録が作成されている。関係職員が一堂に会し様々な意見を述べ合い検討することが重要なので、今後、観察会議の開催実現に向けて取り組むことを期待したい。</p>		

## V 一時保護の開始及び解除手続き

### 1. 開始手続き

(1) 保護開始に関わる支援・連携		
No. 61	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	s・ <b>a</b> ・b・c
<p>児童福祉司を通して保護予定の子どもの家庭環境や成育歴・現在の状態等の情報を聴き取るとともに、入所時面接で子どもの心身の状況を把握しており、その子どもの対応方法や留意点等を明確にして支援内容をまとめている。保護所で生活に必要な衣類や日用品等は全て用意しており、保護当日に支給又は貸与している。</p>		
(2) 子どもの所持物		
No. 62	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	s・a・ <b>b</b> ・c
<p>子どもの所持物については、「子ども全員が個室での生活ではなく、子どもの所持品の破損や紛失の恐れがある。」との理由から、個人の私物は一切持たせていない。そのため、家族等がいる場合は返却し、保護所に置く場合は所持品預かり台帳に記録し子どもが確認の署名をしてから倉庫に保管している。現在の所持物の取扱い方法については、一時保護ガイドラインに沿うよう、見直しに向けて検討することが望まれる。</p>		

### 2. 解除手続き

(1) 保護解除に係る支援・連携		
No. 63	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	s・ <b>a</b> ・b・c
<p>職員が退所先の施設職員や里親等と直接関わりを持つことはないため、退所にあたり、子どもの担当職員は、保護児童入所時調査記録・保護経過及び行動観察記録・観察会議録・一時保護児童健康管理票等の書類の写しを準備し児童福祉司に渡して対応を委ねている。</p>		
(3) 子どもの所持物		
No. 64	保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	s・ <b>a</b> ・b・c
<p>保護解除にあたり、保護所で保管していた子どもの所持品は、所持品預かり台帳と物品の照合を行い、返却する際は子どもが確認の上受領証に署名するという手順を踏んでおり、適切な対応を行っている。</p>		